

612
価表、工事見積単価表おろもおの資料がかりま
すが、この単価表から見れば、大坂高の材料
を一般市は無理に売付けられているとい
う印象を私後けています。水道部にお伺
しませんが、この見積単価表おろもおは中部の市町
村の水道協会ですが、そのうちとこで統一し
て出されたものであると聞いています。間違
ありませんか。

水道部

お伺いありがとうございます。内容については工務課
長に詳しいもので、代わっていただきたいと思います。

工務課

代わってお答えします。中部市町村でも水道関
係の市町村の水道関係者が集って統一
してつくった単価表であります。

20 巻

これは水道部が仕入れさせて指定工事店に
交納しているのか。又或は18社の水道工事指定
店が共同購入しているのか。

工務課

特殊の物品については指定工事店が共
同で購入し保存し、販売しています。普通の資
材については個々の工事指定店で購入して行
っているところもございまして、共同で購入している
ものもございます。

20 養

特殊資材と申します。例をばどういふもの
ですか。

工務課長

鉛管とか止水栓、止水栓をどうせかふんすい
栓とかそういう非鉄金属が主であります。

20 養

この資材単価表の単価を決定するということ
はこれは水道法等に基づいて地域的にこういう
中頭全体が一括してそういう単価表をつくる
べきなという規定でもあるのですか。

工務課長

それはございません。

20 養

私が一般の小売店等も歩いて調査したら
勿論Bクラスですよ。ところが使っている材料指
定している材料。これが小売店で2分の1ですね。
1本。販売値が1ドル80セントですね。小売値が
がしがレの見積表には2ドル47セント。1本から67
セント。約70セントの高値がついておりましたがどう
いうことですか。

工務課長

この現在の使用しているのがかりが高いか安いか
という問題に個々の問題にどういふと勿論どう

24
いう市販されているものと差異があつて果してその
材料単価表が一見して高いように見受けられ
る訳であるが、このぶがかりの作成方法に多少問
題があるんじゃないかと私、担当者としては痛感
している訳であります。たにして現在のぶがかり
料にどうなるかは、いわゆる賃金単価とかさう
いうものは一応政府の基準に準いさうという訳
で実際の賃金とぶがかりの賃金等、或は実際
工務者が支払っている賃金に於ては一般明細
労賃に照らして5ドルから7ドル位に於ては
さういふに於ておりました。この単価表の賃
金に於ては去年の9月から4ドル90セントに
なつておりました。職人ですれから労務に於て4
ドル40セントさういふ政府からの賃金単価を
とらうと採用している訳でござつて、相対的
に(聴取不能)さう高くないんじゃないかとさう
訳で確かに材料単価に比重が置かれて
いるという面からは疑問を抱かれますたうと思
つておりましたが、さういふ申請手続料とかさうい
うのはどうもさういふものも加味合せた
場合は大体(聴取不能)。

20 着

材料は材料として、労務賃は労務賃と
して明確に分けておきたいと思つておりました。

工務課長

今先も申しあげましたように、このぶがかりが
確かにさういふ金額に於ては配分がなされて

おいという面について

20 着

水道部は指定工事店の利益追求を助けてあげているという事ですが、結果的には、

工務課長

マカウの意味ではゴカイヤン。これはあくまでも市がやる場合もこの単価で行わなければならない。

20 着

これは(聴取不能)見積りの出し方については労務賃金にしておりませんが、これは手値に当りませい。マカウというに採っても10割の増げを出しているんですよ。例えば個人で小売している販売店から1ドル80セント。水の2割5分は出るだろうという常識でも、45セント位です。大層部にあると1ドル50セントで入るといふことにしかならないですよ。これを2ドル47セント。10割以上も増えていると私、見ています。更に蛇口といていませい。止水栓。この単価表が一着毎のものが(聴取不能)やらなにものだから長男も二人でやりまして、14ドル50セントで材料を買ってきて1日でこれをやっています。これが皆々の方のいう単価の労務賃金と言えませい。しかもこの14ドル50セントというのは1尺刻み、2尺刻みに切らして、そして(聴取不能)13ドル位では止まるといふこと

こうしてして。10ドルが主償とって23ドル
で止まる。これは80ドルである。家主から
から他引きしてありませう。

工務課長

私もはじめにこの内容については……

20 巻

連れて行って見せませう。

工務課長

市の工甲であればそれが事実であれば我々
としても調査もいたしませう。

20 巻

それらの金をとらめである。暴利を求めら
せしめるような水電部は全く150パーセント位は(聴
取不能)であるから市民は高い工賃で物をとら
奪えられていられるが私はこういつか前に採る材
料の単価表も問題にしているから。決して
務員などであるから。そして今の事例の中で
業人である。高校生と50才の父である。
(聴取不能)

工務課長

果してその80ドル(聴取不能)

20 巻

私もこれを問題にしている話ではなませう。

例 とうとうにせながら 労務費をさすかいたう
うせこの単価表については 単独で改正するこ
うにとも可能でありまうね。

工務課長

これはごまかす。 (聴取不能)

(2:538)

20 着

質問の内容を述べます。水道部の営業
用水道料金の超過料金について資料を出
してこれと私が先般の議会で要求した
ことに資料が参っておりまうが、宜野湾市の
水道部が、いわゆる500立方メートル以上を
使用するが、大に需要家に水を販売して
る、いわゆる超過料金。これは12セントで売られ
て、それが間違、ありまうとまうね。
水道部を依頼します。

水道部長

その通りでございませう。

20 着

一般需料者の場合は、

水道部長

15セント均一でございませう。

20 着

これがら200立方メートルまでは、幾分は、

おかげ。

水道部長

これは営業用でございますが、営業用は200
立方メートルまでは16セタでございます。200
から500の間は14セタでございます。500以上
は12セタにわたります。

20 着

12セタで1立方メートル当り水を売ったと
に採算がとれます。

水道部長

水の販売コスト全部計算した場合、13セタ
後からになりまして、その計算上からは利潤で
ございましてマイナスにわたっております。

20 着

おかげでございます。お聞き下さい。

水道部長

だから数字上ではマイナスにわたるわけが
かと考えています。問題はこれが大に需要の場合
合。

20 着

いいです。私が計算しましたと。もし仮
に一般需要者の販売を200で16セタにして
いただくと、その差額が15,740。4セタにわた

20 着
500立方以上。

水道部長

私の頭の中では10件位あります。筆頭がベ
アシコラ、ヤクルト、泡ランドリーという所。

20 着

水道部長はベアシコラやヤクルトは宜野湾
市に来て何年位にたると思っています。

水道部長

ベアシコラは15年位にやっています。ヤクルトは

20 着

この間の方にやられた水道料金、いわゆる
企業を保護する、という事（聴取不能）宜
野湾市の水道行政は倒れていってしまう
所です。

水道部長

おっしゃるおれに今、これをやろうという格
好で資料を集めておりました。

20 着

今後のおれという事はわかりました。

水道部長

この前のおれをもう少し詳しく説明申し上げます。

であり、この前は、この家庭用の場合は1日150
 セキヤクを定めていた。それから出発しては全部
 12セキ。それから常業用の場合は16セキ。これが
 100立方ヤクを定めていた。200立方ヤクでは14セキ
 ト。それから300立方ヤクでは12セキ、300以上
 8セキという数字で定めていた。そしてこれを
 見直さなければならぬ。このままでは今の
 段階が続くことである。

20 着
 一般は超過料金は12セキであるが。

水道部長
 超過料金全部にセキである今は15セキである。

20 着
 一般は13セキもアツカして大口需要者は赤
 字で。

水道部長
 存せあげたことについては、家庭用の場合には
 一般では13セキ、常業用の場合は16セキ。そ
 れから形を定めた料金改訂で定めていた。そ
 の後に議決されたことは申し上げられたこと
 である。家庭用については確かにこの超過料金の
 場合には15セキであるが、当時のも本土の例に近
 づくようにやむを得ないことではあるが、いっ
 ぱいには定めておく。今の状態が続
 いているのである。

20 着

色々あるでしょう。しかし私は、こういう資本家で
可也、資本家と云うのは放っておいても飯がら
食っていきやう。(聴取不能)レガレ、一般市
民と云うものは行政的(聴取不能)な家
族、借家住んでやう。或は土地も借りて
やう。そういう一般市民に対しては、一部の大
資本家を保護するに大なるしやうが出て
くる。そして(聴取不能)賃金を変えやう。

議 意

突刺で外りやうが、本日の日程が完了して
おりのため、時間を延長した。

20 着

水道工事を一手に引き受けておりの指突店。
これに対する行政指導、こういうものが全くな
らぬという立場から、お伺いします。
これは去年の3月31日にも申し上げたように
(聴取不能)で、水道部の業者との関係
というものは、色々お伺いして、(聴
取不能)場所は料金屋請という形に、
参加者も部長以下7名という大量供給で
おりの。そして、毎年一回やられておる
ことが(聴取不能)とこれに関連して水道部
は水道工事指突店からお伺いするもの、お
慕を受け取っていることを私は聞いてお
りやうが、水道部が一つがやうのもので、
お伺いします。

水道部長

確かにござりました。

20 着

ござりました。何回位ですか。

水道部長

回数はおも覚えておりましたけれども、団体名で来ておりました。

20 着

ではどうう団体名ですか。

水道部長

宜野湾市水道工事指定店組合。

20 着

組合の組織的立場から団体という立場から皆さんにお申え。お歳暮が来た款でお申え七回、年暮も一回。

水道部長

これには直接タリタしておりましたので、営業課の原簿の方に話し合っている方がおれでござりました。

20 着

それから個人間にもしておね、おーびん 部長宛とか課長宛にどううかがい願ひされておりましたと云うこと、おれと取り扱った営業課のたよりからのお話から

も聞いておりました。そういう点もござります。

水道部長

二、三件ござります。しかしこれはちやうどその
時分マラソン競争とか何かござります。部社
振での出来に於いては、個人で飲んだのは
この間にやめたがと私は考えています。私はそ
う思っています。

20 養

これは聞いておりました。おりました。お
りか聞いておりました。そこでもう一点お伺いします。
水道業者指定店の組合の人達の態度によります
と、個人個人で持っていては金が少くかかるん
だからまとめて一括して持つておく方が安
上がりするんだと。そういうことで団体名でいやる
宜野湾市の水道部においでであるところの贈
り物が届いているというところですか。

水道部長

そう物ですか。

20 養

いや、物品が届けられて、贈り物が届いてい
るというところですか。それは私は個人で送る方が
団体で送る方が、そういう利害関係のある業者相
手から行政指導をばたかすの点において水道部
で一つ（聴取不能）については疑念の目で見られ
る。これは、そこで水道部長に一点お伺い

あり。物品が届いたという事も事実であり、部長宛、課長宛にも個人的にもそういう贈り物がやられているという事も認めており、市役所の中の機関としての水道部という立場からこれを受け取っていいかどうか、これについて部長のお考えを聞かせてもらいたい。

水道部長

悪いと思っております。

20 着

悪い。その品は、その先程申し上げた料亭における集団的供養であり、これはどうですか。

水道部長

その品は受け取り方の相違はありますが、悪いと思っても、年に大体2、3回これは市の都府県度でござりますが、何か禁止している場合等として団体指導もしております。個人個人の場合にはおっしゃる通りに確かに指導先店の指導が十分にはおこなわれていると認めます。その上でよく吟味してやっている訳ではございませんが、おかげで長年ご苦労から一つ、色々な指導も受け取らざるも行った場合はこれはおっしゃる通り許しては悪い。あまり感心しなかったという事は私自身よくわかっております。

20 着

これはおっしゃる認める訳ですが、正しく行政

水道部の最高責任者としてこのようにあつていいと思ふか、好ましいと思ふか、どう思ふか。

水道部長

好ましいとは別に思つてゐません。

20 査

皆々には住民の側に立つた水道行政者であつた。向うは利潤を追求する業者であつた。しかも皆々は大いに関係のある業者であつた。錢らでももうけをせよとやることかである可能性十二分にありあつた。そういう相手から料亭に呼ばれて飲宴を催されたらどうして部長として正しいと思ふか、どうかというのを聞いておろす。

水道部長

正しいとは思つてゐません。だから、断つたか何かでやらせて参加した。確かにおしかりを食つておろす部員ですが、今後はやります。

20 査

部長、今のお、説明聞くと、指導に行つたにしろ何か奇解をおつたやうにしておろすお。見えておろすお。大体おに話して思つて思つておろすお。行政の立場から(聴取不能)指導する場合は、行政の時にやらせたり、或はやらせした食堂からおつた倉庫におろす。これ倉庫、料亭です。(聴取不能)おつたお。

費も1社当り10ドルの方を差を付けられた。180に
たりたりと。所存は、話はずいぶんが果て見
許事件知っていきが。昼食を食べてボールを1本
下り飲んだ方でもおのうこれは集団供給であ
る。これでもおのう指導しに行ったら何か言
えたりが。

市長にお伺いします。役所において市長は市
役所職員というものは公平な市民の公僕
であるという立場からこういう物品等を受けと
ってはならないという訓示をされたことありませう。

市長
ありませう。

20 番
いってあげ。

市長
はつたうした時期は覚えておりました。前の議
会でそういう問題がもちあがったときにその後
月曜日の部課長会議で覚えておりました。

20 番
もう一点お伺いします。今、具体的に市中
元ももらっている。年末のお歳暮ももらって
いる。そして団体の名において、個人の名にお
いて水道部に持ち(贈取不能)或は部長
課長の個人の名を二つにもどんと届けられた
こと。更に、集団的にこういう宴会供給、行状

も何日も行なわれていると、そういうことで(聴取不能)市長として水道部の行なっていることを正しく、或はいいか、市長の考の方をお聞かせ願います。

市長

よく聞いておられるので、今後こうも本でも飲んだらそれこそ責任をとるということも明確に(聴取不能)申し上げている訳であります。

20 着

間違っているかも知れませんが、よろしく、最後に水道部長に質問いたします。これでお申し上げのしるすに、莫大の赤字単位以上の赤字を出してきてお出さるべきとして大口の需要家、私に言わせれば資本家、こういう人達にはお出さるべきです。市民には公営企業と利潤の追求もする程度やらお出さるべきという考え方を、いわゆる市民不在の一部の企業家優先の水道事業を行なっております。そのために(聴取不能)赤字単位以上にお出さるべきと先は推定しております。これも含めて最初から申し上げました水道部の事業全般にわたって、或は今指摘いたしました債権の問題についても公務員としても絶対許されるべき問題ではないと、そして市民に迷惑と不利益をお出していることも本質は捉えております。それこそ、今の水道部のような行方がありますと、税務課長も都市計課長も市民課長も厚生課長もそれぞれ関係が

課において必ずしも住民事業のつらがりがある
とはおぼしめさず。そうであるが、市政治は料
亭の中でしか行なわれぬこと（聴取不能）
というのを全くでらめを行政が行なわれぬこ
とに思わす。そういうことを憂慮する訳で
あります。そういう立場に立つて、又更に住民の
事を、ここで私は幸甚に水道部長に申し上げ
てお考えを伺うたいと思っております。水道部長と
して経営上の問題としては私は無能力者だ
と捉えております。そして供給事件とかそういう
ものを捉えたいと水道部を総括した最高責
任者として（聴取不能）立場から市民に代り
遠陣してもらいたいことを強く要求いたします。
部長どう考えておりますか。

水道部長
全然考えておりません。

20 番
考えております。そういうことは、これまでも
にわたって反省しているというお考えですか。

水道部長
反省はしています。

20 番
反省はしているが全然考えられぬというこ
とはどういふことですか。

水道部長

お答をいた通りでございます。

20 着

全然考えてないということですが。

水道部長

はい、そうでございます。

20 着

栗かたは既に決まっております。

水道部長

反有ちるという事は栗かたという事と反有ちるしじやないかと私は考えています。

20 着

栗のと思えば栗のことをしている人は私は市民に代って（聴取不能）。

水道部長

別に私自身はやらうとは考えていません。市長の方から理由を乞って、これは不適格者だというようになれば当然なと思っておられるも、別に今やうやらうとは考えていません。

20 着

一応質問はこれで終了です。

議長

(11)の今後の予算獲得について、牛養の天久
壺雄君の質問を許します。

牛養

(聴取不能) 市長は、出張は誰の命によ
って出張しますか。

市長

出張する場合は、自分で判断して出張します。

牛養

自分で判断するというのはどういうことですか。

市長

問題は当然出張して要請すべきである。
或は九州、或は全国市長会、お互いの市長会
という場合には、今度の場合は行くべきである。
どうしても行かないというふうにして自分で判断
して行きます。

(聴取不能)

市長

先を申し上ぐれば通り、文部省に提出し
てもいいと思っております。

(聴取不能)

4 審

基地を提供している市町村に於てはどうか
しても権利があるんじゃないですか。権利で
すか命令ですか。

市長

基地のある市町村の自主的存続問題に対して
どういふ政府補助金が流れるんだったら当然で
ありすか。一方的な広報工作的な補助のやり
方に対してちとて不満がある訳であります。

4 審

広報工作というのはどういう意味ですか。
これは当然法がある以上はもらう権利がある。

市長

当然の問題ではありすけれども、そこに疑
問がある訳であります。一例を申し上げます。
P3は爆音の公害があるかもしれないが、目を
つぶってくれ、それ代り(聴取不能)。

4 着

(聴取不能)・・・権利として当然要求すべき権利を認めること。しかしながら、それがたゞ宜野湾にP3が来たか、或は自衛隊が来たかという事だけでこれをもらわぬという事は自衛隊がたゞしい問題であって、何も自衛隊と結んでたゞ宜野湾に自衛隊が来たということは自衛隊自体は宜野湾に配置しないうことには決つていない。そういう事柄補助金をもらつたから或はP3を置くとか何もそこにかけるとかはない。当然に法に基づいてもらう権利があるので、もらわなければいけません。例をば基地があるために基地交付金というものは当然にもらえます。基地交付金は、本年度予算に計上されておりましたが、どういう意味で交付金の予算計上ですか。

市 長

基地交付金については、当然もらえるものと認めています。

4 着

今は基地周辺の(聴取不能)・・・施設は当然でありますが、或は電線工作時にやるものであつた。

市 長

電線工作時の問題が今後の問題において或は学校の防衛装置をそういうものを完全にやらすからP3を認めてくると、交換条件でそういうものを考へる場合にも問題があると思つておりました。

4 着

交換条件をいつより出す中ねことあり方が。

市 長

市ウーウで我慢してくれと肩をたたいて言
われた話でありませう。

4 着

しがら、受けしてもらえず(睡-取不能)とせせら
つた場合にはじや、P3は来るい。

市 長

避難協定の肉題でござる方が、我々が
(睡-取不能)条件の2にして我々が当然や
てもらへるものも受けやてもらうと、その一つの肉題
点として学校は防者装置にはなして
他の本土の市町村では5ヶ年を経過して
でござる方が、既に子供に対して公害が出て
いるのでござる。市ウーウ公害を起して
防者装置をせざる必要があらうという大肉
題がありませう。今後自主的に調査を
おねがひに思ひませうが、何でもかんでも
場合にアラスに思ひませう肉題でありませう。

4 着

おねがひ、もらうおねがひから
おねがひとておねがひ、市長の言われた
防者装置をせざるが思ひませう
おねがひであらう。

市長

問題本位に検討していると思っております。当然基地周辺の公害を及ぼすことは公害を是正してもらいたい、或は当然公害を及ぼすために問題が生じたことに対しては検討していると思っております。

牛 着

じや、それを後入れ付ければ、それは検討はできぬじやないですか。

市長

他の面を調査して検討する訳であります。

牛 着

市長の考えは基地周辺整備法で、法律で定めて既に予算化しています。それは予算化された意味はおわかりですか。日本政府が予算を流すという事はおわかりですか。

市長

だから、問題本位に検討していると思っております。

牛 着

問題本位というものはどうう問題ですか。

市長

先申しあげた通りであります。

4 着

(聴取不能)ある程度その面の要求としてやれば予算の範囲でもらえるというのを聞いています。その場合は市長は基地撤廃を掲げておられるからこれは(聴取不能)市長の政策である。

市長

ながら、問題本位に考えてもらいたい。(聴取不能)今おっしゃる通りにご質問の問題にしても、60パーセント補助があるからじゃ48年でもらうという事で実際はプラスの問題を調査に行った訳でありまして、公費があるために今後検討する。その間は当分は先程も申し上げたように請負にして下請をせう。請負業者に任せよう考えておられます。

4 着

一般市民の学習、保育、体育、休養等の施設をこのためには市長は全面的に受け入れられるという意味ですか。

市長

その問題に対しては、補助申請をせよかという事はまだ聞いておりません。当然の要求で、私断で防衛施設庁の問題であるからその問題に対しては聞いておりません。

4 着

復帰すれば、当然その法律が生きてきて予算も足りぬ。当然もらうべきも入付と思つたが、これに対してはどうお考えですか。

市 長

事務官方式ですかどうかよくわかりませんが、(聴取不能)。

4 着

国家予算、事務官方式というものはどうのことですか。

市 長

防衛施設庁であるのはついでにあげようかと、あるはついでにあげようという事でありませう。

4 着

しかし、国家予算で織り込まれたものをどうのことですか。

市 長

今年度においても47年度の予算においてはそういふところを補助申請出したいということも政府の指示をあるおいておられます。

4 着

当然法が足りぬ。その関係法を知って当然要求すべきものは要求すべきと思つたが、市長はさう

いふものは関係ないとおっしゃるが。

市長
文教関係の予算に対しては...

牛 着
文教関係には関係ありません。

市長
防衛施設庁の質問に対してはもと原議員
は当然文部省がやるべきものであると仰り言
ひなされて、その面は文部省に強く要求して
おります。

牛 着
学習、保育、教養又は集会所施設をあた
る各部落の区事務所に該当するところには
おいてあります。これは予算で要求するところ
でございます。

市長
社会教育の関係からいっても文部省に
要求してあります。

牛 着
文部省でございます。

市長
教育関係は文部省と関係しております。

さういふ事は補助財の對等に對するは文部省關係
にありませう。法がこれ以上は要求であると思
ふのだが、關係法がさういふ施設に對する法が
ありませう。

市 長

文部大臣が国会で毎年これを信用してゐ
たと思つて居る。

市 長

これは、公民館、これとこれの施設のことであ
る。

市 長

公民館は、(聴取不能)社会教育の場と
してありませう。

市 長

公民館の社会教育といふのは、公民館
といふのは、さういふ公民館に現存とかさういふ
の中にはあるものであつた。しかし、一般住民の習
習、教養等の施設といふことについて、これでは(聴
取不能)であると思つて居るが、これについてはさ
うでも文部省關係である。しかし、これはさうい
ふことはさういふことであらう。予算の47年度の国
家予算に通過して居る。神戶關係の予算を
申しあげると、排水等が13500万円、学校
關係が35500万円、今の公民館が23000万円、
道路關係が6600万円、その他の施設が2700
万円、合計87,000万円といふのが、この關係法で

もって号簿が処置されている。これにおいてもまた
文教所に申請するのと教考をしておられるか。

市 長
文教所から、文部省からもらったものが当然だと思
っている。筋通しと聞いています。

4 着
じや、総務課長にお聞きしたものが一般住民の
学習、教養、集会等の施設は公民館運営の
中に包含されるか。

総務課長
この総括のものが一応公民館活動だと思
っています。

4 着
この施設。

総務課長
それから、そういう部落民の教育とか集会に相
当するもの、そういうものが一応公民館に該当す
る訳です。

4 着
各部落毎にこのものが文部省の規定に該
当すると思っております。

総務課長

これは文部省がいう公民館というものは、社会教育法でいう市の施設だということに理解しておりおかげでも、各行政区がする現在行っている公民館については、これはまた調査の十分調査してございませぬけれども、総務課長の考え方としてはまた公民館の基準には違っており、かように理解しております。

4 審

市長はさういふ考え方として…(聴取不能)…市が大体持つのが日本政府がさういふところの公民館だということ解釈が先ずかたがとあるが、市長の考え方、間違っておりませぬか。市が経営するものが公民館だということだが、市長はさういふ考え方間違っておりませぬか。

市長

その通りであります。

4 審

さういふ場合には、これは市の運営の一端に切り替わりますが、その施設が自体がそれが対象というのが問題にある人が、それでも補助がもらえるという解釈で、文部省にした場合に。

市長

その点に対しては今後十分さういふ関係は勉強はしておりますので、十分検討してございとおもっております。

4 着

十分関係をせし前に結論を出すことはおかしいのではないかと。既にこの面では部落としては名前が公民館にあっておりますが学習室の施設…(聴取不能)…しかしこれは文部省に出すべきだというふうな結論を出してその陳情者にも回答も出してある。しかし、今、市では検討中というものが、これはどう判断によって部落に対してどう回答を出されるか。

市長

公民館は文部省からもらえるという見解を出してあります。

4 着

今、課長の説明によりますと、公民館というのは市が運営すべきのも基本的…(聴取不能)…というもので判断された訳ですか。

市長

公民館の事業に対しては市が持つべきということでありました。

4 着

事業に対して事業の補助ですか。施設の補助ですか。

市長

施設については係りもございまして、色々の方法が

あると思っております。現在その問題に対しては地
域住民の...

4 着

現在でもらえるお金の額に依りてやらせりやい
かたというのはどういうことですか。市がそういう
ものか基地を断つので基地交付金も断つとい
うことではおれはあえていへませんが、しかし基地交付
金ももらって、当然もらうべきものがあつたそれをもら
わんとする自体がおかしいと思っております。
当然基地がある以上は自衛隊が来るいでも例え
ばここに自衛隊があつてもアメリカの基地がある以上
は公害が生じています。当然税金としてはもらう権
利があるし、補助の項目はたくさんあります。それを
行使するというのが(聴取不能)住民に還元する
というのが務めではないかと思っております。市が今の考
えでは納得がいきません。この問題については後
で予算のことにいたします。基本的にもう一度お
聞かせたいんですがもしもこれを住民から市長
にはどういふことではあるのかで、直接部落の方が
予算をもらう...(聴取不能)。市はそれに対して答
認いたします。

市 長

どうもいせん。

議 長

次は 12 区庁施設の設置について玉那覇行昭
君の質問と許します。

19 着

復帰後の医療施設の設置というものは住民福祉の立場から非常に大いなおうえを望んでやむを得ず本委員は考えております。それで今、宜野湾市には医療関係の施設というものは個人開業医がおりませんが、オセロオ人にも密度からすれば少ない人員ではたがうかと考えております。特に、隣のコザ市では病院センター等も一部都府の中に入れて病院を誘致をして、市民が十分その医療施設を利用できるように態勢を立てられており、しかしながら残念なことには沖縄の医療にたがえよう方には都市中心主義にありまして、いわゆる人口密度の貧弱な市町村から大都市へというふうにして移動をせよ、従って市民の場合には専門医にかかるにも那覇に行くあり、或はコザに行く有りして非常に大いなお迷惑を受けているし、やむを得ずかと考えております。特に普天間を中心として、病院が、個人開業医がある訳ですが、5号線沿い、或は1号線沿いには本委員としては1軒も開業医というものがあらず、更に市には公共の医療施設も設置されておらず、たがいは着が3名配置をいれて保健所の指示にたがって動いているというところ、今後この医療関係の公共的施設が復帰をすることによって各市町村に本土の厚生大臣の指示によって来ようかと思いますが、その場合の受け入れ態勢として市をばどのようにお考えにたがってございませうか。

市 長
病院関係でございませうけれども、おっしゃる通り、本土の有力な市町村におきましては市単独で病院も持っておりませうし、医療行政は十分にやっておりますけれども、本市におきましてはただそれだけの（聴取不能）でありまして、基本施設においても不十分であるし、今後市役所の問題についても新庁舎をつくらんといかんし、今後この問題を市でやるにしても莫大の金がかかるし、例産でいって中部市町村におきましては、緊急の場合にはどついても奥志川の病院をお頼みである以外にないし、或は二かへんから浦添女から遠いので、政府といいたしても那覇、浦添、真野湾間に一つ、それからつか、名護というふうになっているようでありませうが、現在の色も後片時点におきまして、土地の値上がりが高く白り孔中で、厚生省としても真野湾のみに政府の国立病院を建てたいという考えで土地もある程度物色をおこなうようでありませうけれども、現在の問題に付いては地主と当たっている款でありませうが、非常に見通しが明らかな一課でありませう、そういう意味で非常にどう進展するかわかりませんが、この問題を議会が終り次第地域出身の議員と地元の有識者と一緒に検討してこの議案、土地買上げの問題を検討して十分努力してまいりたいと思っております。

19 養

いれたい今の問題は厚生省として配置せしむ

いけれども現地において土地の取得が困難
にわたっているという事でありながら、

市長
はい。

19 番

本来から市独自で市立の病院等も設置をして住
民の医療保便関係も促進していくのが立前でも
なっております。財政上の問題もあろうかと思っておりますが、
今後の施策としてはやはりそういう方向性というの
はお持ちですか。

市長

市としては市単独では倒産困難レベルじゃな
いかなと思っております。

19 番

今後の個人病院の開業についても誘致をしてい
きたいという事は考えらるでしょうか。

市長

ただ今の交通の便利さについては住民が行
きやすいところにはたくさん来てもらいたいと希望す
ることは誘致はしたい。現状は宇陀市、1号線
の方にあります。5号線もいつか伸びてくるであ
り、住民が密集するところにおいて又、誘致も可能
なところと思っております。

※ 19 着

本島が本土に研修視察に行った場合に、四国の丸亀市では、59,000人余りの人口でありながらその市の取り組みによって83ヶ所の医療施設を個人開業医でございながら、834名医師の配置が150名配置をされておりました。そういうことで、近隣の市町村からの丸亀市に集まってくるということもあってこれから次は多岐の問題も非常に市の発展に大なる役割を果たしているんではないかという説明を受けておりました。従って今後色々な問題が出てくるかと思われながら、積極的にそういう医療行政を市独自でやる範囲、或は県でやる範囲もあるかと思われながら、積極的に取り組んでいるんではないかというふうに考えておりました。それからもう一点、予算にも、新年度予算にもお示ししておりました。が、学生関係の面では、公着が3名配置をされておりました。これについては更に増員要請をして、老人福祉、或はそういう疾患者の巡回を更にしていくというお考えで増員を要請された計画はお持ちでございまして。

厚生課長

現在では本土の方と制度の違いですが、本土の方では殆ど各市町村の方で保健婦を雇用してやっているようですが、沖縄では一応県の職員として各市町村に配置することになっておりました。現在3名ですが、今度その2名では不十分検討してあります。

19 着

市長に、今後の市民の健康福祉という立場から、非常に重要な果の職員だつたが市独自の見解にわたつたが、やはりそういう健康管理という面から積極的に取り組んでいくというのが明るい環境の中にやはりつなげていくというふうに考えておきたい。従つて、そういう面も、もう来週の月曜日には復帰したい。その後、色々復帰後の残務整理等もあつたかと思つておつたが、そういう面も単に今の残の仕事を健康保険、又は国民年金、そういうものだけに事務的に整理のために重点をおくにして、やはり人員配置等も積極的に取り組んでいってほしいと、おつたに要望が込められておつた。今後ぜひともお考えを。

厚生課長

おつたに検討していただくことと考えておつた。

19 着

ぜひお願ひを。

議 長

同じく19着の玉那覇君の13の質問を許す。

19 着

水道事業について質問をいたします。施政方針の中で、市長は簡易水道の買上げをどう

ということになっておりますが、その問題はまた片
 づいてあるというふうに考えております。従って、
 先程20番からかなりこの問題について質
 疑があった訳ですが、その買上げ問題が実際
 には片づいていない。補正予算の中では買上げ
 費として一応予算計上をさせてござります。
 しかし、来週に復帰して、(聴取不能)に入つて
 47年度予算でそういうものも配慮されるべきだ
 というふうに考えている訳ですが、どうして水道事業
 会計予算の中に買上げ費は費目付違になつて
 いる訳ですか、せらぬということですか。

水道部長

せらぬという意味はござりません。5月14日に
 打ち切り決算の形にしておりますので、それまでには完全
 解決は難しいんじゃないかというふうな見通してござ
 りまして、せらぬという意味はござりません。

19 番

ということでは、予算にあらわれぬということでは、一
 応打ち切り予算14日て打ちられぬわけ。しかし現
 在その問題が需要者と現在の普天間水道との間
 に話し合ひがついていないと売買契約上の問題であ
 つて、又その資金、いわゆる買上げ費の金も払われ
 ていない、これ払ってない訳であらね。

水道部長

払ってない訳です。

19 着

そうかと。14日の打ち切り時点では不用額が
落ちていく款であらう。そうでしょう。

水道部長

そうおっしゃる。

19 着

そうかと。それだけ落して次年度に表わせる場合
各には次年度は買収の方向にしがらみ
と見えます。

水道部長

結局、予算の処理上では、今私もこの処理方法
では経理詳しくありません。聞いただけなんです
ですが、今のところ期限がある款です。14日まで
結局、14日まで処理するように今もやっている款
ですが、もしでもその場合はこれは結局未払金
というふうな感じで処理する方がよいです。
何も、そのお金も準備されておりましたので、買収の
という考えは先頭持っております。

19 着

そのうち政策明白。これは一つの議会の意思とし
ては買収するといふ。買上げて住民にいわゆ
る水を供給していくという事で議会で決
定されておりました。そしてそれが執行するに現
状にある款です。14日までこれである可能性あ
る款であらう。

水道部長

できることは申し上げられませんが、期限があるので、今、繰り越かしというよりははっきりしてあるという
ことにある訳ですが、私達も、努力している訳
です。だから、期限が来たら未払金という方が
こうで処理する訳です。

19 着

東洋の予算に組み込むという事は、ある側面を
考えた上、寛げられるかもしれないという事がある
と思われませんが、そこら辺の理解はどうか。

水道部長

この内容については私が説明した通りでございま
して、その予算の面であるとか何か繰越してやる
という事は考えてもっておりませんが、その辺の解
釈についてはお任せしたいと思います。

19 着

今後の水道事業ですが、土曜日の給水条
例の審議の段階で、水道法第3条に基づいて
経済性と、そして住民福祉をという事を水道
部長ははっきり答えておりましたが、それは何も
お変わりございませぬ。

水道部長

変りございませぬ。

19 養

そのうち、経済性と住民福祉とどけに重点を置くかが。

水道部長

どけについて両方を同様に考えているが、比重は勾配法によって別に比重はもたれておりません。

19 養

それであればそれでいいでしょう。しかし、そういうことも考えるならばやはり予算上に表われているところの方が変更しやがたがと考えております。質問の方向を委ねますが、この47年度予算の中で、これがら水道事業のあり方について多少の疑問はありますが、お聞かせ願います。有収率が76パーセントというふうにして24パーセントのいわゆる漏水、おろしにどうかがと聞いています。それで、先程20歳くらいから出たお金の受益者が、いわゆる一般家庭の受益者が大なる犠牲を負っている割にはむしろ企業体の方はその利潤を多くして持っているということが明確に出てきております。これについて今後は統一してお金をやっていくということになっております。そこは理解を促さなければならず、いわゆる後水量と計画と給水量の計画とがかなり誤差が出てきております。今後ともそういう方向でしか進められないかと。

水道部長

ご指摘のように、この有収率の問題は、水道事業の経営を左右する大きな問題でございます。私も非常に努力している訳ですが、二つがいのことは申し上げません。これは100パーセントに近いような進捗をするということは私の目標でございます。例をあげますと、全国平均で74.5パーセントでございます。私、75パーセントで目標とする訳でございます。特に隣の浦添は80パーセントをずっと維持している。私もこれを目標にやっています訳ですが、お力になって頂いておりません。

19 着

その原因はどこにあるのでしょうか。

水道部長

この原因と申し上げます。幾つもございます。これはメーターの交換による実際の売上上げのようになり、刻々メーターから発生するもの、それから字の通り漏水と。メーターはパーセントからはずすの訳ですが、消防の消火用の水と、これは徴収するものであります。一番大きなものは二つあります。特に道路工事とかおんかの場合に、実際の漏水もあつた。メーターも一律ではございません。非常に弱くもございまして、又おりと長くやっているのもございまして、おらゆる雨で~~水~~くびくびしてこういう現象に於いては。

19 着

おれておれ、給水量と受水量の割合は給水量は減っていている。しかしその金額、受水量の金額をみると平均以上のいわゆる10割以上の差に高にのる部であるがその理由は理由が不明である。

水道部各

今で水道部がその統計に列すると、78パーセント位で水道公社から買っている5セト8リンの水と、二つの場合には料金自体が家庭用、営業用、その最低の支払というふうな複雑でござるけれども、平均した場合には14.5セト位をいります。この差額は計算上からは相当なものであるが、漏水があるために78パーセント位で約半分というふうになっておりました。

19 着

この中味では、71年度の決算の中でも指摘した部であるが、いわゆる総合的なおれとしては76パーセント、47年度では70パーセントの部である。76パーセントをいう中で108,696立方メートルの漏水がいわゆる24パーセントというふうにある、それがおれおれしている部である。反面89,268,849円という売上げの差額が出てきている部である。そのうちをどうも、どうもそういう反比例のおれが出てくるかという事である。それであるならば、これはおれの150をい申しあげて76パーセントで24パーセントを出して、ならばもう少し、給水量側のうちでもその料金面

に、需要者に対する料金面についても既述のとおりかというものが本頁の趣旨所在である。

水道部長

だから、その面でも先20巻以上にも説明申し上げたけれども、今、水道部がやっている問題で、軍に対する一般需要者の給水というふうには、進めている。これも最終的には日本政府の話し合いが決まっているので、手配予算計上してはいるけれども、これはおそらく官庁用で売らなければならない。これは、官庁用の場合、直野湾市の場合には、売っている。これの料金もあつて、今、その営業用が安いという現象を指摘するところとして、資料を集めている最中である。料金はいふけれども、一般落しは、おもしろいふうに進んでいる。

19 巻

大体の傾向を定めている。

水道部長

これが実際の指針になっているのは、15日を期して軍への販売権はとるつもりで、最終的に決まることが、今のところ、私自身を離れており、それで、それが決まれば、第一応答を入れようというふうに進んでいる。一着大に、一着大に、一着大に。

19 巻

今の水道事業、これまでやってきた水道事業について

てでありましたが、これがら幾らか若干修正をい
く説ですが、今までやってきた水道事業について部長
としてはよかったというふうに考えております。

水道部長

よかったとも申し上げられませんが、おのずから
がったがという事は申し上げられます。

19 着

しかし、先程も出ていたように色々の問題が出て
きております。特に普及開水道との出会って
おは住民感情が高ぶって来ているという事も承
知です。

水道部長

わかってます。

19 着

これにせよして今まで対応して来たのが、
3月31日から問題発生して来ます。今日まで40日
余りなっておりますが、どうしてそれに至るまで
きて、電上費も討上しな。このようにお出されて
おりますが...

水道部長

電上費は現予算で討上しております。

19 着

おからの問題は、片ボレという見直しはつておの

訳であらう。

水道部長
おっしゃる通りです。

19 着
今、断水している問題もあって非常に住民感情
が高まっているという点も水道部長として、水道管
理者としては十分把握をしておく必要があると思
います。

水道部長
今の件、申し入れてもありません。

19 着
次に、最近、前の一般質問でもこれからの水圧
ポンプの問題も問題提起したと思いますが、そ
れについては幾らかおれから改善をしておりました。

水道部長
水圧ポンプもおっしゃる通り、給水関係、配
水関係、最近新設したのはございまして。

19 着
9月のお話と覚えておりましたが、そのときにやはり5
号線一帯に高台の問題があって、設置をしなければ
いけませんというが、検討しておりましたという答弁を白
されておりました。で、その後、今水圧がかなり落ちてお
る事がございまして、そういうのは、調査して……。

水道部長

これは水圧の低下問題は、逐一そのうちで下つたところ報告もありおありで、やっているところがあるがポンプを設置する。これはポンプは設置は遠からずあると思っております。しかし、ポンプを置く設置するということも一応配水系統をバルブの操作によって解決してあります。今、水の出るべきところはないと思っております。

19 着

昨日実際に野嵩二区で水圧が弱くて2.3軒水が出ておりました。

水道部長

これは私はまだ聞いておりません。もし野嵩二区だけじゃなくて、あつたところにおありです。その原因がなぜか修理のために止めた例がある。実際は水圧と絡むって款のおかしなところというところもおありです。特に野嵩二区の方が水の出が悪いところを私もよくわかっておりました。これに対処するのは色々な方法で困らぬように努力するつもりです。

19 着

そのご質問の方向を変えましたが、宜野湾市のいわゆる給水施設本管です。本管は給水区域である市内何パーセント工事完了をしております。

工務課長

給水区域の約90パーセント位まで給水可能な施設がいつているところを見たい。

19 着

これについては先程も部長にお尋ねしましたが、90パーセント位がなれていこうとせいでありましたが、これは水圧等も勘案をしてパイプの大きさや材質も考慮して施設をしてあります。

工務課長

町に対しては確かにそういう水量とかを不足を来している地域もありません。

19 着

今、需要量が当時設置をした時系列需要量の方が伸びたとしても、その給水施設のパイプを取り換えておく部分があります。そういう部分はこれからどのように取り換える工事もやっていくお考えですか。

工務課長

給水がそういう水圧とか或は施設等を調べて、給水の改良を要するものはあっても緊急を要するものについては単独事業とありますので、予算の範囲内で逐次やっているところ。

19 着

予算の範囲内と答えておりましたが、やはり

この水というのは人間が生活上必要不可欠のもので、乏しい生活源であり、従って予算をいかに抑えるという点では本質としてはむしろ考え問題ではないが、というふうには考えておりました。昨日のような状態になることは、食事時間を前にしての断片的な断水にしてはけり、これは十分配慮をしてやっていけばいいか、と考えておりました。従って今後の今、その需要量と送水管のアンバランスのところが、ありあつたに聞いておりました。調査は今まで何回もやっています。

工務課長

今、この調査に従事したというところからしては、この部分でございまして、市民から水圧が低いと、又は夏場になると断水すると、又は一時的に水圧が低いという時点は、その管路を管轄する度に現場も行ってございまして、この水圧の低下は、直野津市、特に菅生間地域から新城地域にかけては、我々が推察いたしております。その原因が、あると、いかに考えておりました。と申すのは、当初の菅生間地域の上水道計画と10年前の上水道計画に比較した場合、予想以上の需要量をやっているという点と、それから5号線地域の開発と水道公社の10年前の送水管自体にも水道の変動が何となくあることが、あります。即ち、それは中間ポンプ場の吸水の設計等がありまして、水道公社の送水管にも水圧の低下が、更に市民の区画整理等によって、第一地区、という地域の当初計画、未計

画地域に、水道としての未計画地域に浸透し
たというものの原因があらじやないかと推
察している。

19 着

顧問の方向を転じた。水道部長にお頼
みした。去った3月31日の議会の中で、着せ間
水道の問題がかなり論議をされた。それが水道
管理の事か否、或は指導の事か否、その二つのも
つがかなり論議をした筈だが、その二つに翌日の
新聞で、その新聞に記事として出ており、
31日の議会が、その二つの中で、先程
20番からある料亭に於ける供給の問題
が出ており、それに関して部長が謝罪が
あり、新聞社に新聞記事に於ける抗議
をせよという事を知り、事実である。

水道部長

事実である。私が行っている。

19 着

その二つは、その二つ事実関係があるから
マスコミ等に抗議する筋目いふものであつた
のである。

水道部長

抗議して後、取られたかどうか、わかりませんが、
内容をもっと掘り下げて書いてもらいたい
という事を申しあげたい。

19 着

これは私の要望した訳であらう。

水道部長

私は要望のつもりであらうが、受け取った方では抗議に聞こえたりお叱りを受けたりしても、私はあくまでも要望したつもりであらう。

19 着

皆の間で局と中部の所にも行ったと聞いておりました。両方行かれたら。

水道部長

中部に行きました。

19 着

このようにしてやること自体、色々な問題の疑念を生み出す要素にわたって考えておりました。この見解はどうかお考えであらう。

水道部長

私は別に、内容をばつぱり全部知らせてもらいたいというふうな言ひ方であって、書いた自体が愚かであるという事は申し上げておりました。争点は議事録の中。争点は議事録にもある訳であらうが、その内容を一部はとらんで全部を書くような方法をしないという話なんも聞かされたことがございまして、受け取り方では抗議に聞こえたりお叱りを受けたりしても、あくまでも要望したつもりであらう。

も全然言っていない。もって提供がらわ
がりやがーという。――

19 巻

提供がらから提供がらでいって。そので
いって。今後水道事業を進めていく
中でやけりという事業関係を住民に知ら
せるという場名は。談話の中で明確に
打出やで。おし。疑念を抱くという方
法では。や。も。建設的に提
も。と。思。て。

水道部長

これは。二。が。希望。の。話。です。おし。二。う。
競争。を。流。の。場。名。には。新聞。記者。の方。七。人。
お。ら。れ。る。話。の。中。で。が。内容。も。非常。に。掌。握。が。ら。
う。に。私。連。も。又。幾。ら。で。も。提。供。も。し。ま。す。そ。う。い。う。こ。と。
進。ん。で。い。た。ら。い。と。おし。二。う。が。ら。お。願。い。の。
一。部。で。あ。す。

19 巻

最後に市会に伺ったが、この施政方針の中に
書いても結構な内容をあげている
というふうに書いていたが、今日一日の議
から市会の方で二つはいつている。二つで市会
としては今後この問題をどう処理をしていく考
か。市会の見解をお聞かせ願います。

市 長

この問題が議会に出る前から噂があり
おそれ、都庁に早く収拾するように、早く買
い上げるように努力するように絶えず申し上げてあ
りました。都庁としては市長には絶対迷惑をかけ
ないから大丈夫責任をもってこの問題を解決
してあげようとして安心して任せられたことありま
す。

19 着

実際には任せられたかも知れませんが、今は
時点でもその需要者と今の業者との間にかなり
問題が残っていて、いつか解決していか
ない、そしてその電圧上げ費についても未払いにな
っている。これもおそろしく執行できなかったり、或
は後継者で取りついたり、これを今後どのような
施策で市長としてこれを解決していくか、これを
聞かされたことありま

市 長

十分お互い納得が得る様に都庁が先も話し
合ひられたりして早く解決したという
ことありま

議 長

次に、同じく水道行政について、19着の和田真
一君の質問を許す。

19 着

水道行政の中の水工事の件で先程も20着

ところからもありましたが、長岡でやっていた工事の件、
 この点についてその納得がいまも明らかで、水道
 部の方に質問をしてみたいと思っております。
 指定者が委託をした場合、どちらが資材が幾
 ら、労務費が幾ら、又、その他幾らかかると、どうい
 うことを申請するつもりでか、何のためですか。

工務課長

給水工事の申請に付しては、当然施工者
 が条例に基づいて当初承認を得て工事した
 のが更前でございますので、給水条例に即して回
 答を添えて申請するつもりでございます。

19 着

100ドルも違つて不当な料金を受けておるま
 うなことを承知ですが、これについてどういふにお考
 へておるか。

工務課長

20着目から二指揃が取りおしたのに、長岡
 の方で給水工事の指定工事店が行った給水工
 事にかかると、市の査定と、市から指定工事店の
 施工金額が相当の開きがあるという事で我々
 も一度調査をしたところ、約100ドル程の差
 異がござります。その件に付しては先程も説明
 したように市の施工者の責任者において都庁
 が取りおして調査中断しておりましたが、今日で一度
 全部調査をいたしまして市と査定と施工金額に差
 異があることがわかっております。

17 着

その結果はもう出た訳であらう。

工務課長

ようであらう。

17 着

これは偶然に調べた結果というふうに出ている
訳ですが、私の考えの場合、こういうものがたくさんあ
るんじゃないかとこのように考えられておりましたが、この点
どうであらうか。

工務課長

市民の皆さんから指摘を受けられたのが4月初旬
頃じゃなかったかと考えておりましたが、我々としては
一応指定工事店が行った工事はその図面のもと
に、即座以内で施工されているかどうかを検査し
たしまして、更に水圧等の検査もいたしておりますが、もしそ
の施工金額において差異がある場合は一応依頼
業者の、即ち家主であれば依頼業者の承認印
を、もし金額において差異がある場合は承認
印をもらってくるようになっておるのでございまして、
この工事においても多少我々の直営において差異
が有りしなかたでちゃんと承認印ももらってある
ものであつたらしく我々としては市民の皆さんから指摘
を受けましたではなかろうかとあるとは考えておりま
せんでした。

17 番

これおでこのうのを調べたことありますか。

工務課長

工事店がもし直定の段階において差異がある場合は必ずその家主とか或は委託者の捺印をしてもらうようにしております。

17 番

だから指定店に言ってもらってあなたの方直接調べたことありますか。

工務課長

現在ではご存じです。それで今後、おついでにそれがおついでに早速通知書と準備いたして現在印刷にまわっておりますが、誰の工事金額は下記のように有定であるというふうに通知書と準備している訳でございます。

17 番

指定店から出さね、この金額幾ら幾らとらう部品幾らとらうことを明細してね。(聴取不能)

工務課長

おついでに今印刷にまわっております。

17 着

今後このウラコトをせし(聴取不能)。
おれでちね。(聴取不能) - ビウウラコトに例ま
すか。

工務課長

これは当然。もし今日の調査が事実であると、
本人も認めておりおめで、この件については多少
問題というよりは指売店とこの考の方の差異
がございまして、即ち掘り方においては、我々とし
てはあくまでも都保以内を採用するにせよ
時点とこの工甲店において掘り方において
おれがつかつたのと、重機を使ったためにおれが
つかつたのとこの方から話し方とせっております
けれども、しかし我々としてはあくまでも指売店
あり以上、我々のと都保以下で施工するの
建前であるし、この件については認めてもらって、そ
れから指売店現業にある暴利をたぐはつたとい
う面からすれば当然処罰、或は停止とかが必要
取消というところが是を贈らなければならぬ
と思っております。

17 着

指売店の取消をうたう意味でちね。

工務課長

おれウラコトであります。

17 着

差がある額の方ではどうか。

工務課長

これは当然返済させることによります。

19 着

確実にできませぬ。

工務課長

できませぬ。これは指定店の方においては保証金がないもので、こちらから当然これは支払ってやると思っております。

20 着

17着さんから具体的に長田の同額の償向
 又は19着さんからも関連するような償向がな
 れておりませぬ。最終的に今一度償向したいと
 思っております。工務課長の今先の工事の金額の
 内訳の市の水産部が見積った金額と工事とを
 せられた方が支払った金額において124ドル52
 セットの差累があることになっておりませぬがこれ
 について償向いたします。これは工事請負者
 の内訳の指定工事店も認められた訳です。

工務課長

私の調査範囲におきましては104ドル99
 セットでございます。

20 着

これは実際10ドルがっは値引きをしたところ
取られた金がそれだけという。私が申しあげ
ている請求書が来たところ具体的な公文を
言っている款である。付もつけられたら10ドル値
は値引きをしたところと見られたがもしそれと
実費払われたのが104ドル52セント、公文が
ヤルとあります。文書があります。これを採
っている款である。これからすると同違
124ドル52セントの差額が出ています
ことは。

工務課長

それこれは本人に同と見積りであ
るというところ。

20 着

だから、これだけ請求したものは同違
すね。

工務課長

本人は、それは見積りだということ
です。

20 着

しかしてこれは見積り請求書でしょう。10ドル引
かれたところでも我々にはっきり言われてお
りました。両人ですからお宅がおっしゃる
104ドル52セントに付いては、実際に

はぶがかりの問題があつて指定工事店として
 のおける更に水道部の見積りとの間に(聴取
 不能)おつておつた。しかしこの請求
 見積り書をおつたときは、本管というだけで両
 方に同じように本管代が195ドルというこゝか
 開かれておつた。これは故意である。現場
 はよく承知である。2軒で1本のパイプを
 共用線をおつたに引っぱつておつた。誰
 から分水しておつた。この本管というやつは
 じつは1ヶ所にしておいて請求すればそれで終
 りである。同じ額の金額を両方に195ドル
 というこゝでおつた。それらへんにも疑問
 を感じておつた。

工務課長

この給水装置の申請の段階におつたして
 は、勿論図面を作成して、或は見積りの方法
 におつた(聴取不能)といつたしては1ヶ所
 におつたとしても、現在も原則としておつた
 しておつたとしても、まあ請求の段階におつた
 我々としてもおつたことは調査したことも
 おつた。水道部におつた査定におつた
 は1ヶ所におつたのが原則でおつた。

20 巻

整然としておつた方法である。そのこゝ
 う1巻おつたおつた、見積り書、或は申込者
 の工事が終つて集金しておつた。おつたおつた
 おつたおつた、おつたおつた、請求書、おつた

命のうであらね、いれゆる指定工事店が取り扱
う申請上の公文は指定店の指定規定の中
で（聴取不能）。

議長

以上もつまして、本日の一般質問の日程
を終ることになります。長時間まことに
御苦労さんありません。

次回の本会議は5月10日午後2時から再開
いたします。

※ 関連質問をする予定だったが、定足数
に達せず流会となった。

午後6時40分